公 示 用

令和 8 年度 施行 (単独)

# 八 雲 町 農 業 用 排 水 路 浚 渫 工 事

# 現 場 説 明 書 及 び 特 記 仕 様 書

八雲町　建設課

# 現 場 説 明 書

## 【１】適用

### １）施工仕様

この工事の技術的要件、施工方法、及び施工上の制約条件は、北海道建設部土木工事共通仕様書（以下、「共通仕様書」という）を適用する。
また、共通仕様書を補完し、当該工事固有の技術的要求かつ施工条件明示に係る事項を、別添「特記仕様書」に定め、これを適用する。

### ２）設計図書等

この工事において、契約上の制約を有する設計図書、またこれを有しない参考資料は、北海道建設部が制定した土木工事積算基準（以下、「積算基準」という）、土木工事工種体系化の手引き（以下、「体系化」という）、及び土木工事数量算出要領（以下、「算出要領」という）に基づき作成している。なお、これらに定める基準及び事項については、次のとおり扱っている。

ａ） 機械施工と人力施工等、施工方法の区分は図面等から判断しているが、機械施工が困難である場合を除き、機械施工としている。
ｂ） 各基準において標準工法や標準機種が定められている場合、又は別添「特記仕様書」等で明示している場合を除き、標準工法・機種で積算している。
ｃ） ａ）ｂ）については請負者の任意施工を拘束するものではない。但し、現場条件等により、これにより難い場合は必要に応じて設計変更する。
ｄ） （体系化で定めるところの）規格・摘要欄の明示した内容に変更が生じた場合は、必要に応じて設計変更する。
ｅ） 変更設計図書等の作成及びこれに係る調査等は、請負者が行う場合がある。

### ３）竣工書類

この工事の竣工書類は、共通仕様書及び算出要領等による他、八雲町建設課・建設管理課が策定した「土木工事竣工書類作成実施要領」を適用する。また、これの提出に係る編纂仕分けは、本要領の『(必要提出)竣工書類総覧』頁でいうところの **「Ｚ」** をもって基本とする。

### ４）参考とする図又は資料

これは、発注者が想定した工法・材料等を記したものであり、これに示されている事項については請負者の任意施工を拘束するものではない。但し、現場条件等により、これにより難い場合は必要に応じて設計変更する。なお、設計上過大な計画に対して変更するものでない。

### ５）その他

ａ） この他、数量算出に係る書面、設計計算に係る書面等、契約上の効力を有する設計図書、またこれを有しない参考資料等が存する場合にあっては、その求めと必要に応じて、入札参加者及び請負者に提供されるものとする。
ｂ） 支障のない範囲で、その他の図書類を適用又は準用する場合がある。

## 【２】手続き（工事関係書類等）要件

八雲町当該課における手続きについては、契約書をはじめとし、仕様書、八雲町策定の「建設工事競争入札心得」、広告通知書類等を踏まえた上で、以下を適用する。

### １）落札後契約前

ａ） 落札金による積算内訳書(見積書)の提出は、 **原則、課せられ、工種及び種別までの内容で、確認又は聴取を受ける。**
ｂ） 建設リサイクル法に係る協議書の提出は、**規定の範囲で、課せられる。**
ｃ） その他（ ）

### ２）契約後完成前

ａ） 前払金の請求は、**規定の範囲で、できる。**
ｂ） 契約保証は、 **規定の範囲で、課せられる。**
ｃ） 工事工程表、現場代理人及び主任技術者等指定通知書、同経歴書、労災保険成立の証の提出は、契約日から５日以内に課せられる。
ｄ） 下請負人選定通知書及び再下請負通知書の提出は、規定の範囲で、課せられる。
ｅ） 建設業退職金共済機構又は中小企業退職金組合に係る掛金収納届（変更した場合も同じ）及びこれの実績書の提出は、規定の範囲で、課せられる。 **なお、現場事務所等に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識掲示を行うこと。**
ｆ） 八雲町管理敷地の占用に係る協議及び許可の申請は、**支障のない範囲で、課せられない。**
ｇ） 建設リサイクル法に係る説明、届出、及び報告の書は、**規定の範囲で、課せられる。**
ｈ） 施工体制台帳及び施工体系図の提出は、**規定の範囲で、課せられる。**
ｉ） 工事カルテの確認及びその受領写しの提出は、 **支障のない範囲で、課せられない。**
ｊ） 施工計画書の提出及び承諾は、 **施工に先立ち、課せられるものとする。**
ｋ） 材料等の承認願いの提出及び承諾は、**施工に先立ち、課せられるものとする。**
ｌ） 施工に係る協議等は、 **原則、口頭で可とし、必要あるときは文書に替える。**
ｍ） 段階確認・立会等は、 **原則、口頭で可とし、必要あるときは文書に替える。**
ｎ） 工事標識(工事件名版)にあっては、**共通仕様書に準じ、さらに請負金額(変更した場合も同じ)を明示すること。**

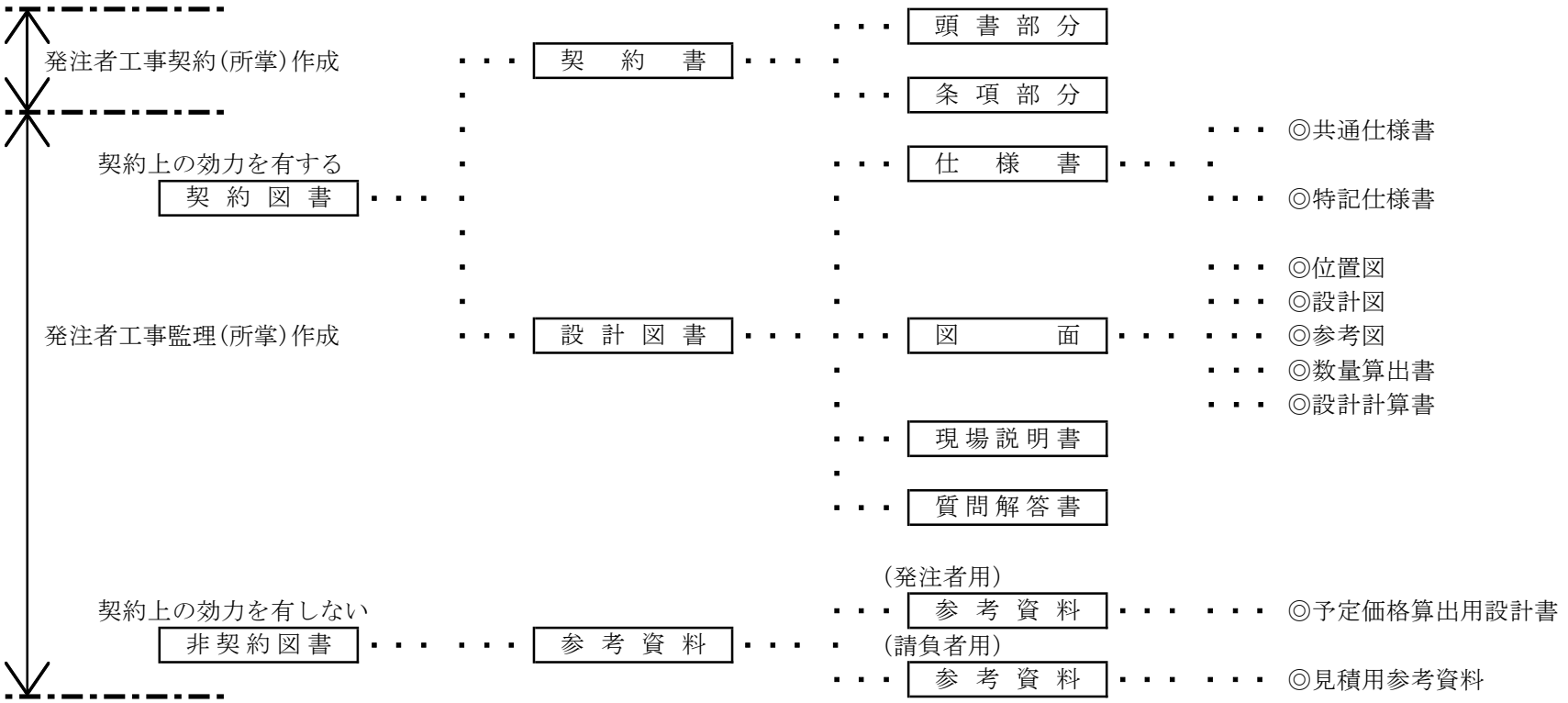
### ３）完成後受渡前

工事完成通知書の提出にあっては、工事全容が簡潔に理解(把握等)できる完成写真、及びこれ（原則、同位置）の着工前写真の編纂(Ａ４版)を付さなければならない。 **（この工事は、１部提出をもって課せられる）**

なお、工事の性格上、主体工種が隠れたり又は喪失する等、全容の理解度を高める必要がある場合にあっては、部分完成及び状況等の写真編纂を加えるものとする。

## 【３】工事図書の構成

参考までに、この工事の図書に係る一般的な構成は次に示すところである。




**(取扱留意事項)**

ａ)　工事の性格上、これの加編、一部削除、又は編成替えを生じる場合がある。

ｂ)　予定価格算出用設計書にあっては、原則、非公示とする。

ｃ)　見積用参考資料にあって、原価(単価及び金額)、並びに間接工事費及び一般管理費等の率算は、原則、非公示とする。

ｄ)　予定価格算出用設計書(積算内訳書)にあって「細目」に係る原価以外の閲覧は、既契約請負者に限り、原則、妨げないものとする。

## 【３】事業背景

参考までに、この工事の事業背景は次に示すところである。

ａ）　事業に係る主管、種別、及び財源性・・

ｂ）　間接工事費及び一般管理費等の率算・・　**八雲町建設課　単独土木事業積算要領　準拠**

## 【４】問い合わせ

見積用参考資料、設計図書、及び積算等に関わる質問事項がある場合は下記による。

| | |
|---|---|
| 問合せ先 | 八雲町建設課土木係 |
| 質問形態 | 原則、文章　（但し、支障のないものと判断するときは口頭で受ける場合がある） |
| 回答形態 | 原則、文章　（但し、支障のないものと判断するときは口頭で応ずる場合がある） |
| 質問期限 | 指名通知書類による。 |
| そ の 他 | ・質問の内容によっては回答できない場合がある。<br>・質問回答書は、原則、公示する。（但し、支障のないものと判断するときはこの限りでない） |

# 特記仕様書

**（総則）**

１）　本書は、北海道建設部土木工事共通仕様書（以下、「共通仕様書」という）を補完し、当該工事固有における技術的な要件、及び施工上の制約条件を定める。

２）　本書に明示している事項は、設計図書さらには契約図書の一部であり、かつ共通仕様書より優先するが、これら又はその他参考資料と内容が一致しない場合は、必要に応じて、発注者と請負者は協議できる。

３）　本書の明示内容に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、発注者と請負者による協議の上、必要に応じて、契約変更を行う。
　　なお、明示していない内容又は不明確な事項についても、契約書の関連する条項に基づき、必要に応じて、発注者と請負者は協議できる。

**（索引）**


・施工条件明示について
・監理図書類の提出範囲について
・仮締切／水替について
・リサイクル法に係る対象建設工事について
・排出ガス対策型建設機械の使用について
・月単位の週休２日工事【現場閉所】の実施について


八雲町　建設課

# 特 記 仕 様 書

## 春日地区農業用排水路浚渫工事

### 第１条　適用範囲

本特記仕様書は、春日地区農業用排水路浚渫工事に適用する。設計図書及び本特記仕様書に定めのない事項は、契約に適用される共通仕様書、契約約款及び監督員の指示による。

### 第２条　工事概要

本工事は、農業用排水路 L＝700m の堆積土砂を浚渫するもので、河床等掘削 V＝1,000m³、残土運搬処理 V＝1,000m³並びに大型土のう工・水替工を施工する。

### 第３条　施工前の確認

受注者は施工前に現地踏査を行い、施工範囲、堆積状況、既設施設、作業動線及び排水状況を確認し、施工計画書に反映すること。

現地状況と設計図書に相違がある場合は、関係資料を添えて速やかに監督員に通知し、協議すること。

### 第４条　掘削及び出来形管理

掘削範囲及び掘削高さは設計図書に基づくものとし、過掘りや既設護岸・水路施設の損傷を防止すること。

施工前後の状況を写真、測量等で記録し、監督員の求めに応じて提示できるよう整理すること。

### 第５条　発生土の運搬・処理

発生土は指定された処分地へ運搬し、適切に敷均し・押土を行うこと。処分地の範囲及び搬入口は、発注者が示す資料と現地条件を確認すること。

運搬に当たっては土砂の飛散・流出、道路の汚損及び交通への支障を防止すること。

設計積算では場内運搬に不整地運搬車（380m 以下）、場外運搬にダンプトラック（5.5km 以下）を想定している。これらは積算上の施工条件であり、施工方法を一律に指定するものではない。ただし、指定条件がある場合は設計図書による。

### 第６条　仮締切及び水替

仮設工として大型土のうの製作・設置 10 袋、移設 30 袋、撤去 10 袋、ポンプ設置・撤去 8 箇所、ポンプ運転 20 日を計上している。

受注者は施工箇所の水位・流量及び降雨・融雪状況を確認し、必要な排水能力と安全対策を確保すること。

仮締切・水替の施工方法や必要数量が現地条件と相違する場合は、施工前に監督員と協議すること。

## 第７条　増水時及び冬期の安全管理

気象情報、水位変化及び融雪の状況に留意し、増水のおそれがある場合は作業中止、機械退避等の措置を講じること。

凍結、積雪、滑走及び視界不良等に対する安全対策を講じること。

## 第８条　周辺環境及び既設施設の保全

濁水、土砂流出、騒音、振動、粉じん等の低減に努め、排水路の機能及び周辺施設への影響を最小限にすること。

既設施設の損傷又は第三者への影響が生じた場合は、直ちに必要な措置を講じ監督員に報告すること。

## 第９条　概算数量及び設計変更

本工事の掘削土量 V＝1,000m³は既存の代表横断等に基づき算出した概算設計数量であり、実際の堆積状況により差異が生じる場合がある。残土運搬処理数量 V＝1,000m³は地山土量を基準とする設計数量である。

受注者は、掘削範囲、掘削深さ、土量、運搬条件その他の施工条件に設計図書との相違が認められる場合、速やかに監督員へ通知し、必要な資料を提出して協議すること。

設計変更の要否及び内容は、現地確認結果、測量・出来形資料等を踏まえ、契約約款及び適用する設計変更の取扱いに従い判断する。数量の差異のみをもって自動的に契約変更となるものではない。

## 第１０条　疑義の取扱い

設計図書に疑義が生じた場合又は明示のない施工条件が判明した場合は、独断で処理せず監督員と協議すること。

# 施工条件明示（特記仕様書）

## 【前提事項】

受注施工者(請負者)は、この工事を円滑に進捗させるために、設計図書等と現場の詳細な精査、厳正な施工管理、及び安全かつ環境対策を十分講ずることはもちろんのこと、関係者及び地域等の民生安定と積極的な調整をはじめ、これの協力及び理解を得て、また関係法令等に準拠しつつ、監督員との密な連携の下、全責任をもって、結果、トラブル等が生じることなく、完遂しなければならない。

当該工事として、このことを踏まえた固有要件を、あらかじめ、以下に明示するので、留意すること。

### 1. 関係者協議

これについて、あらかじめ次に示すので、事前調整及び説明、並びに打合せ、確認等を図り、もって監督員に報告すること。なお、これ以外の協議についても必要あるものは行うものとする。

| 関係者（機関） | 関係内容・管理事項 | 摘要 | 協議方法 |
|---|---|---|---|
| **地先地権者** | | 工事の概要、工程の周知 | 追って、監督員の指示による |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

## 2. 段階確認

次に掲げる事項については、監督員による臨場の確認を要する。但し、臨場(願い)に係る設定は、発注者の勤務時間内であることに配慮すること。

| 工　種　／　種　別<br>細　目　／　規　格　等 | 対 象 | 区 分 | 確認時期 | 摘要（試験及び測定項目・確認概要・留意事項・補足説明・その他） |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

〔留意事項〕

〔1〕　これの試験及び測定等に係る確認の頻度は、監督員の指示による。但し、臨場から机上に替える場合がある。

〔2〕　これの試験及び測定等に係る確認の方法及び規格(相当値)は、設計図書又は監督員が指示するその他の図書類による。

〔3〕　これは、あくまでも重点監督事項であって、(共通・特記)仕様書により請負者が行うべき施工管理と混同しないように留意すること。

〔4〕　さらに詳細に、又はこれ以外に、監督員より指示する場合がある。

## 4. 工程調整

（1）関連工事との調整、気象、及びその他の環境状況等を見極めて、施工の着手及び進捗を図ること。

（2）無計画な自己都合による着手遅延又は現場放置は、厳に慎むこと。

## 5. 現場監理

（1）工事敷地(道路敷地及び八雲町管理敷地)内利用をもって施工すること。

## 6. 連絡体制

やむを得ず、休日（休庁日含む）及び夜間に工事を行う場合、又は休暇する場合にあっては、あらかじめ、監督員に報告すること。

また、常日頃から監督員との連絡を密にし、時間が問わない緊急時における体制と対応を整えておくこと。

## 7. 取り合い

当該工事と周辺との取り合いについては、十分留意(配慮)すること。特に、すりつけ等民地との取り合いは、さまざまなトラブルが予測されることから、誠意と協調による対応に努めるものとする。

## 8. その他

**その他不明な事項等があれば監督員と協議すること。また、この他の特記仕様については別添のとおりである。**

**契約後、速やかに現地起工測量に着手し、計画変更に伴う設計変更がある場合は、監督員と協議し承諾を得ること。**

## 9. 協議等の書面例

請負者と監督員との立場において、施工に係る指示・承諾・協議・確認等々の伝達は、下記の様式によることができる。

様式（A4版縦）

### 工　事　施　工　協　議　簿

［ 指示・承諾・協議・確認・　　］

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 工事名 | | 発注者 | 参　事 | 係　長 | 監督員 |
| | | 署名 | | | |
| 業者名 | | 受注者 | 社内検査員 | 現場代理人 | 主任技術者 |
| | | 署名 | | | |
| 協議年月日 | 令和　年　月　日 | | | | |
| 議　題 | | | | | |

| | 記載者 | 内　容 |
|---|---|---|
| 協議事項 | 例）現場代理人　○○　○夫 | |
| 協議事項 | 例）監督員　△△　△郎 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 協議簿最終取交し日 | 令和　年　月　日 | 協議簿通し番号 | No. |

様式（A4版縦）

### 段　階　確　認　願（第　回）

令和　年　月　日

監督員　例）△△　△郎　様

例）□□建設工事共同企業体

現場代理人　例）○○　○夫　印

下記について、段階確認をお願いします。

記

段階確認の内容

| 工事名 | | 実施希望日 | 令和　年　月　日 |
|---|---|---|---|

| 工　種 | 細　目　等 | 品　質　規　格 | 区域・測点等 | 数量等 | 呼称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |
| | | | | | | |

―・―・―・―・―・―・―・―・―・―・―・―・―・―・―・―・―・―・―・―・―・―・―

上記の段階確認について、以下のとおり実施します。

令和　年　月　日

監　督　員　例）△△　△郎　印

| 実施日時 | 令和　年　月　日　時から | 実施者名 | |
|---|---|---|---|
| 実施場所 | □工事現場、□製作工場、□（実施場所） | | |
| 実施方法 | □臨　場、□机　上 | | |
| 必要書類 | □設計図書、□測量結果、□出来形図等、□品質規格証明等 | | |
| | □施工管理記録、□写真、□（その他必要書類等） | | |
| 特記事項 | | | |

注　1　該当する□内にレを記入すること。

2　本様式は現場代理人が保管することとし、監督員はその写しを受け取ること。

3　段階確認の結果及び指示事項については、工事施工協議簿にて明らかにすること。

なお、凡例にあっては、別途「土木工事竣工書類作成実施要領」（八雲町建設課・建設管理課刊）を参考にできる。

# 監理図書類の提出範囲について　　（特記仕様書）

仕様書・積算基準等を踏まえた上で、この工事の完成にあたって請負者が提出すべき書類等の一般的な体系は、参考までに、次に示すところとする。

| 竣工書類等の構成事項（一般的な体系）　編さん提出区分 | | S | A | B | C | Z | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 書類一覧表、収納箱 | | ○ | ○ | | | ○ | |
| 施工計画書 | | ○ | ○ | △ | | ○ | 「道路使用許可書」、「CORINS」の編入を含む |
| 工事施工協議簿 | | ○ | ○ | | | ○ | 「段階確認」の編入を含む |
| 工事出来高数量計算書 | | ○ | ○ | | | ○ | 「数量算出書」複写による書き込みの活用は可能 |
| 使用材料承諾願 | | ○ | △ | | | | ※この工事では義務としない |
| 使用材料数量表（受払簿） | | ○ | | | △ | | ※この工事では、原則、支出証拠（伝票）も添付すること |
| 出来形管理 | 出来形管理表・出来形管理図 | ○ | | | | ○ | |
| | その他の管理データ | ○ | △ | | | ○ | |
| | 出来形図・出来高図 | ○ | ○ | ○ | | ○ | 1部提出のこと |
| 品質管理 | 品質管理表・品質管理図 | ○ | | | | ○ | |
| | その他の管理データ | ○ | △ | | | ○ | 「切取供試体」、「区画線テストピース」の編入を含む |
| 建設副産物処理管理簿 | | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | 「残土処理管理簿」、「地山点検表」の編入を含む |
| 工事旬報 | | ○ | △ | | | | |
| 社内検査実施報告書 | | ○ | ○ | | | | |
| 安全訓練実施報告書 | | ○ | △ | | | | |
| 交通誘導員(等)記録簿 | | ○ | | | | | |
| 工事写真 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 電子化の提出は可能とする（但し、別冊のダイジェスト版を必要とする） |
| その他 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

［説明］　○：原則、提出を必要とする　　△：場合によっては提出を必要とする

**【取扱留意事項】**

**a）**　この工事では、　**原則「Z」をもって基本適用する。　但し、これの加編、一部削除、又は編成替えを生じる場合がある。**

**b）**　本編は、あくまでも支障なく工事進捗した場合による最低限の提出の指標であって、契約図書及び関係諸法令で定める管理義務又は作成保管が決して不履行されないよう十分留意するとともに、事故、疑義、もしくは必要のあるときは、規定の範囲で、別途、提出等が課せられるものとする。

**c）**　これまでの他又は詳細については、八雲町が策定した「土木工事竣工書類作成実施要領」及び工事監督員の指示による。

# 仮締切／水替　特記仕様書

## 〔当該工事における本旨説明と留意事項〕

1）　意義目的・・・目的構造物の安全性、施工性、及び品質等を確保するために必要な最低限の流水影響の排除をいう。

2）　構造仕様・・・当該工事は、工事内容、流水状況、又はその他の状況、併せて施工性と経済性等を鑑み、次の分類をもって標準とする。

| 工種 | 構造<br>規格 | 種別・細目<br>設置／用途状況 | 摘要<br>その他 |
|---|---|---|---|
| 仮締切 | **大型土のう締切** | 中詰材現地調達 | 1段 |
| | 大型 110×108cm | 新設置による内転用あり | |
| 水替<br>(排水) | **ポンプ排水** | 常時排水 | |
| | 450 ～ 1,200 m3/h | 締切現場(回数)　7箇所(回) | ポンプ設置撤去8箇所 |

3）　設置撤去・・・環境改悪、及び災害等を与えるような設置又は撤去を行ってはならない。

4）　維持管理・・・供用期間中においては、請負者の責任で、安全及び品質管理又は民生安定上の支障もしくは増破のない、正常な維持補修管理を行わなければならない。

5）　指定仮設・・・上記までの条項に基づくこれの程度低下又は廃止もしくは設計変更は、次の場合を除いて、原則、できないものとする。
- a）　本体工事に関わる計画変更が生じた場合
- b）　異常な出水又は気象があった場合
- c）　施工箇所が現場打ちコンクリート相当の標準設計であって、設定水位が大きく変動した場合
- d）　その他やむを得ない事情が生じた場合

6）　任意仮設・・・供用期間に係る事項は、任意であり、設計変更の対象としないが、本体工事に関わる計画変更等が生じた場合はこの限りではない。

7）　汚濁防止・・・当該工事は、工事発生による濁水の放流防止を講じるものとし、次の設定をもって標準とする。
- a）　仮設の位置付け・・・　**原則、任意仮設**
- b）　標準対策案・・・　**原則、請負者裁量による**　　(監督員との協議要)

8）　その他・・・上記までの条項により難い場合にあっては、別途、監督員と協議すること。

# リサイクル法に係る対象建設工事について（特記仕様書）

1）　この工事は、「再生資源の利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号、以下「リサイクル法」という）に基づき、再生資源の利用（再生材の搬入）及び再生資源の利用促進（再資源化施設への搬出）の実施が **義務付けられた工事である。**

2）　実施の義務付け化は、次の要件の場合による。

ａ）　再生資源の利用計画について　（資材の現場搬入に係る計画において）

- 500m3以上の土砂
- 500t以上の砕石
- 200t以上の加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物

のいずれか該当する場合

ｂ）　再生資源の利用促進計画について　（資材の現場搬出に係る計画において）

- 500m3以上の建設発生土
- 200t以上のｺﾝｸﾘｰﾄ塊、ｱｽｺﾝ塊、建設発生木材（の合計）

のいずれか該当する場合

3）　実施が義務付けた場合は、工事受注後、又は変更協議後、すみやかに、もしくは施工計画書（変更計画書も含む）の提出にあわせて、「再生資源利用**計画**書」及び「再生資源利用促進**計画**書」を作成して、監督員に提出すること。また計画を工事現場の見やすい場所に掲示し公講習の閲に供する事。

4）　実施が義務付けた場合にあって、状況の把握が完了したときは、すみやかに、又は工事完成後、もしくは竣工書類の提出にあわせて、「再生資源利用**実施**書」及び「再生資源利用促進**実施**書」を作成して、監督員に提出すること。また計画を工事現場の見やすい場所に掲示し公講習の閲に供する事。

【２】建設副産物実態調査

この工事では、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号、いわゆる「建設サイクル法」のこと）附則第4条、及び「建設副産物適正処理推進要綱」（平成5年建設省）等を背景とする国土交通省所管の建設副産物実態調査（センサス）の対象に義務付けられるものとする。

【取扱留意事項】

ａ）　原則、建設副産物情報交換システム（COBRIS等）による。これにより難い場合、国土交通省が提供するエクセル形式の様式を活用する。

ｂ）　提出の媒体方法については、工事監督員の指示による。

ｃ）　これまでの他又は詳細については、工事監督員の指示もしくはその他協議等による。

# 排出ガス対策型建設機械の使用について（特記仕様書）

1）　当該工事において建設機械を使用する場合は、現場作業環境の改善、及び大気環境の保全を目的として、積算基準で認める排出ガス対策型建設機械（以下、「排対機械」という）を使用することを原則とする。

2）　排対機械を使用できない場合は、排出ガス浄化装置を装着した建設機械（以下、「排対機械等」という）を使用することで排対機械と同等とみなす。

3）　但し、リース会社に在庫が無い、自社持ち機械を使用する、浄化装置を装着できない等の理由により排対機械等を使用できない場合は、理由書を監督員に提出すること。

4）　施工計画書には、排対機械等を使用するか、非排対機械を使用するかを使用機械一覧に明記すること。

5）　施工現場において排対機械等の使用を確認（指定ラベル）できる写真撮影を行い、監督員に提出すること。

6）　排対機械等を使用できない場合については、設計変更の対象とする。

# 月単位の週休２日工事【現場閉所】の実施について

１） 本工事は、月単位の「週休２日工事」の対象工事である。

２） 受注者が月単位の週休２日の施工を行う希望がある場合、工事着手前に発注者に対して月単位の週休２日に取り組む旨の協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休２日での施工を行う工事である。なお、月単位の週休２日が達成できない場合においても通期の週休２日による工事の施工に努めること。

３） 月単位の週休２日とは、対象期間の全ての月において、土日・祝日に関わらず、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状況をいう。
対象期間は、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。
なお、年末年始６日間及び夏期休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは対象期間に含まない。
工事契約後、週休２日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休２日の対象外とする期間を決定するものとする。

４） 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。

５） 月単位の４週８休とは、対象期間内の全ての月度に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達する状態をいう。

６） 週休２日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休２日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。

７） **週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。**
１.受注者は、週休２日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
２.受注者は、実施結果を発注者へ報告する。

８） 週休２日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

９） **【土木工事の場合】**

現場の閉所状況に応じて、以下の補正係数を、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じる。市場単価方式についても、現場の閉所状況に応じて補正係数を乗じるものとする。ただし、土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編第Ⅱ章市場単価に掲載されている工種のみ補正対象とする。なお、その他労務費分が明らかになっていない単価等については、補正の対象としない。

１）現場の閉所状況

上記５に示した現場の閉所状況を達成した場合。

２）補正方法

当初予定価格から月単位における４週８休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の４週８休に満たないものは、通期の週休２日の補正係数に変更するものとし、通期の４週８休に満たないものについては、補正係数を乗じない。

【補正係数】

４週８休以上（月単位）

・労務費　1.04
・機械経費　1.02
・共通仮設費率　1.03
・現場管理費率　1.05

４週８休以上（通期）

・労務費　1.02
・機械経費　1.02
・共通仮設費率　1.02
・現場管理費率　1.03

市場単価方式の週休２日補正は、下記ホームページによる。

URL:https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/shukyufutsuka.html

１０）「週休２日工事」について、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。

アンケートフォームURL： https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/syuukyuufutuka_ssl/

１１）週休２日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期については、影響はでないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内での期限を設ける必要がある場合は、対象期間外と出来る場合があるので、受発注者間協議を行うこと。